平成29年度 札幌市保健所運営協議会

議事録

日 時:平成29年9月29日(金)午後6時30分開会場 所:WEST19 2階 大会議室

1. 開 会

○事務局(江連健康企画課長) 定刻となりましたので、ただいまより、平成29年度札幌市保健所運営協議会を開催いたします。

私は、本協議会で事務局を務めさせていただいております保健所健康企画課長の江連で ございます。本日は、議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろし くお願いいたします。

なお、本協議会は、公開で開催することになっており、そのために傍聴席を設けてございます。また、議事録を札幌市公式ホームページ上で公開することとしてございます。あらかじめご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

今年度は、委員の改選期を迎えたところでございます。皆様におかれましては、再任または新任として委員就任をご承諾いただき、厚くお礼を申し上げます。後ほど、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じます。

また、本日、机の上に委嘱状をお配りさせていただいております。本来であれば、交付 式という形で手交させていただくところでございますけれども、略式での交付となりまし たことを、ご了承いただきたいと存じます。

なお、委嘱状の日付につきましては、任期の開始日であります平成29年7月1日付と させていただいております。

では、はじめに、本日の出席状況をご報告いたします。

本日は、5名の委員から所用により欠席する旨のご連絡をいただいてございます。本協議会は、委員14名中9名の出席となりまして、出席者が過半数を超えておりますので、 札幌市保健所運営協議会条例第5条の規定により、本日の会議は成立することをご報告申し上げます。

次に、お配りしております資料の確認をさせていただきます。

資料は、皆様から見て左に、次第、委員名簿、座席図、札幌市保健所運営協議会条例、 平成29年度事業概要をお配りしております。そして、右側でございますけれども、各議 題の説明資料といたしまして、パワーポイントのスライド等のコピー5部をお配りしてお ります。

資料はおそろいでございましょうか。

2. 保健福祉局医務監挨拶

- ○事務局(江連健康企画課長) それでは、開催に当たりまして、札幌市保健福祉局医務 監の矢野より、ご挨拶を申し上げます。
- ○矢野保健福祉局医務監 札幌市保健福祉局医務監の矢野でございます。

平成29年度札幌市保健所運営協議会の開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、保健所運営協議会にご出席いただきま

して、誠にありがとうございます。

また、日ごろから札幌市の保健福祉行政をはじめとする市政全般にわたりまして、ご支援、ご協力をいただいておりますことに重ねて感謝申し上げます。

先ほど司会から申し上げましたとおり、今年度は委員改選の年に当たっております。1 2名の方々には昨年度から引き続き委員にご就任いただきますほか、今回新たに2名の方 にご就任をいただくことになりました。皆様には、委員のご就任についてご快諾をいただ きましたことに重ねて御礼申し上げます。

この協議会は、札幌市の地域保健及び保健所の運営に関しましてご審議をいただく条例に基づいて設置している札幌市の附属機関にあたります。今年度は、既に皆様にご案内させていただきましたとおり、平成29年度における札幌市保健所の主要事業について3項目をご報告させていただきます。さらに、昨年9月に当協議会設置に諮問し、専門医委員会としていたしました(仮称)さっぽろ未来医療プラン策定専門委員会においてご検討いただきました計画案の承認などについてもご審議いただく予定となっております。皆様からの忌憚のないご意見をいただき、保健所のよりよい運営に生かしてまいりたいと存じます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. 委員紹介

○事務局(江連健康企画課長) それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。

はじめに、委員の皆様をご紹介させていただきます。

私から皆様をご紹介させていただきますので、大変恐れ入りますが、その場でご起立を お願いいたします。

札幌市食生活改善推進員協議会会長の市野美砂子様でございます。

公益社団法人北海道看護協会会長の上田順子様でございます。

札幌市PTA協議会副会長の桑原由美子様でございます。

札幌市西区連合町内会連絡協議会会長の白崎光彦様でございます。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の濱田繁光様ですが、少し遅れているようでございます。

続きまして、一般社団法人札幌市医師会会長の松家治道様でございます。

一般社団法人札幌歯科医師会会長の山田尚様でございます。

公益社団法人北海道栄養士会会長の山部秀子様でございます。

北海道生活衛生同業組合連合会札幌支部支部長の米澤佳晃様でございます。

また、昨年度から札幌市保健所運営協議会では、(仮称)さっぽろ未来医療プランの計画案を作成するため、委員の皆様にご承認いただき、(仮称)さっぽろ未来医療プラン策定専門委員会を設置してございます。本日は、当委員会で取りまとめた計画案のご報告を

いただくため、(仮称) さっぽろ未来医療プラン策定専門委員会から委員長にご出席いた だいておりますので、あわせてご紹介させていただきます。

一般社団法人札幌市医師会副会長の今眞人様でございます。

次に、本日ご欠席の5名の委員をご紹介いたします。

札幌市小学校長会副会長の金子博之様。

北海道大学環境健康科学研究教育センター特別招聘教授の岸玲子様。

連合北海道札幌地区連合会副会長の新関直人様。

- 一般社団法人札幌市食品衛生協会会長の廣川雄一様。
- 一般社団法人札幌薬剤師会会長の柳瀬義博様。

以上の皆様でございます。

4. 保健所職員紹介

○事務局(江連健康企画課長) 続きまして、保健所の職員をご紹介いたします。

保健福祉局医務監の矢野でございます。

健康企画担当部長の川上でございます。

母子保健・歯科保健担当部長の秋野でございます。

医療政策担当部長の伊藤でございます。

医療担当部長の山口でございます。

食の安全担当部長の細海でございます。

生活衛生担当部長の高木でございます。

本日は、このほか、保健所の各課長が出席させていただいてございます。

5. 委員長選出

○事務局(江連健康企画課長) 続きまして、委員長選出に移らせていただきますが、ここで、マイクの使用方法についてご説明をさせていただきます。

ご発言をいただく際でございますけれども、机の前方にございますマイクのボタンを押していただき、発言が終わりましたら再びボタンを押してスイッチをお切りください。スイッチが入っている間はランプが緑色に点灯いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の改選に伴いまして、委員長を選出することとなります。

なお、委員長の選出につきましては、札幌市保健所運営協議会条例第3条に基づきまして、委員の互選により選出するということになっておりますが、いかがでしょうか。

- ○市野委員 事務局に一任いたします。
- ○事務局(川上健康企画担当部長) 事務局といたしましては、これまで委員の互選によりまして、札幌市医師会長に委員長に就任していただいておりますことから、引き続き、現在の松家医師会長にお願いしたいと考えておりますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(江連健康企画課長) それでは、本協議会の委員長は松家委員にお願いしたい と存じます。

早速でございますが、松家委員長、中央の委員長席にお移り願いたいと存じます。

〔委員長は所定の席に着く〕

6. 副委員長指名

○事務局(江連健康企画課長) 次に、委員長の職務を代理する副委員長の選出でございます。

委員長の職務代理でございますので、委員長にご指名いただきたいと存じますが、よろ しいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

- ○事務局(江連健康企画課長) それでは、委員長に副委員長のご指名をお願いいたします。
- ○松家委員長 前期もそうでしたけれども、岸委員にお願いしたいと思っております。
- ○事務局(江連健康企画課長) 本日はご欠席となっておりますけれども、副委員長は岸 委員にお願いするということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(江連健康企画課長) それでは、委員長、副委員長が決まりましたので、ここで、委員長から一言ご挨拶を賜りたいと存じます。

それでは、松家委員長、よろしくお願いいたします。

○松家委員長 ただいま委員長に任命されました松家でございます。

これまで2期やってきたのですけれども、3期目もまたやっていきたいと思います。保健所の機能というのは非常に幅広くて、保健福祉のほかにペットとかお墓も入っているので、この委員会に出席して初めて知って、その業務の広汎さに非常に驚いています。

これから2年間、市民の保健福祉衛生のために、市民の目線で、市民ファーストでやっていきたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○事務局(江連健康企画課長) ありがとうございました。

それでは、事業に移りたいと存じますが、議事の進行につきましては、札幌市保健所運 営協議会条例の規定に従いまして、委員長にお願いしたいと存じます。

それでは、松家委員長、よろしくお願いいたします。

7. 議 事

○松家委員長 それでは、議事に入ります。

お手元の次第に従いまして、(1)平成29年度における札幌市保健所の主要事業について、各担当部長から説明をよろしくお願いいたします。

また、質疑応答は、三つの説明がひととおり終わってからにしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○事務局(川上健康企画担当部長) それでは初めに、第3次札幌市食育推進計画の策定 につきましてご説明させていただきます。

スライドをごらんください。

札幌市では、国の食育基本法に基づきまして、平成19年に札幌市食育推進会議条例を制定しております。この条例に基づきまして設置している札幌市食育推進会議は、市の食育推進計画を作成して、それを推進することを目的としておりまして、学識経験者、食育関係団体の代表者の方、市民委員など、全部で21名の委員で構成されております。

平成25年度にスタートしました現在の第2次計画は、計画期間が今年度までとなっておりますことから、今年度中に第3次の5カ年計画を策定することといたしまして、今年の6月から9月にかけまして3回の会議を開催して、札幌市の食生活の現状と課題や国の計画を踏まえた上で札幌市への答申書を取りまとめていただいたところでございます。

次に、食育推進会議からの答申書の内容でございます。

計画全体の構成といたしまして、「食を通して豊かな人間性を育みます」を基本理念といたしまして、このもとに基本目標として、健やかで心豊かな食生活の実現、食の循環や環境・安全を意識した食生活、食文化の継承と食育推進体制の整備、この三つの目標を設定しております。

本日は、それぞれの目標の重点取組のうち、時間の都合上、主な新規の取り組みに絞ってご説明させていただきます。

まず、基本目標1の重点取組(2)若い世代を中心とした食育の推進ですが、高校生のための食生活指針を新たに作成し、卒業・自立後も健康的な食生活を送れるように啓発をするほか、朝食の欠食など若い男性の課題に対応した取り組みなどを実施してまいります。

また、(3) の多様な暮らしに対応した食育では、子どもや高齢者が一人で食べる、いわゆる孤食と言われていますけれども、孤食にならないよう、家族や友人、あるいは地域の方々と楽しく食卓を囲む機会を拡大できるように情報発信を行ってまいります。

次に、基本目標2の重点取組(1)環境に配慮した食生活の推進ですが、生ごみの減量のために家庭や事業所での食品廃棄、いわゆる食品ロスというものを減らす取り組みを行ってまいります。

次に、基本目標3の重点取組(1)食文化の継承と食環境整備でございますが、和食文化の継承のための啓発のほか、市民が食育活動を行いやすくするために、市内の調理室などの情報を整理しまして食育活動の場の情報提供を行ってまいりたいと考えております。

最後に、計画の策定スケジュールでございますが、10月に札幌市に答申書が手交された後、答申内容をベースにしながら市の関係部局による調整会議等において計画案の策定作業を進めてまいります。その後、12月の第4回定例市議会で計画素案の内容を報告いたしまして、12月から1月にかけて市民の皆様からご意見をいただくパブリックコメン

トを実施し、最終的に3月に計画を公表する予定でございます。

第3次食育推進計画につきましては、以上でございます。

続きまして、難病対策業務の権限移譲につきましてご説明いたします。

まず、難病についてですが、1の難病の患者に対する医療等に関する法律、いわゆる難病法と言われている法律の中では、発病の機構が明らかではなく、治療法が確立していない希少な疾病であって、なおかつ長期の療養を必要とするものと定められておりまして、現在は330の疾病が対象となっております。

代表的な病名といたしましては、潰瘍性大腸炎やパーキンソン病、ALS筋萎縮性側索 硬化症などが挙げられます。

対象となる疾病の数は、随時見直されておりまして、法が施行された平成27年1月に それまで56疾病だったものが110疾病に増えまして、その後、7月に306疾病、そ して、今年の4月には330疾病と増えてきている状況でございます。

この難病法に基づく業務は、現在、北海道が実施主体となっておりますけれども、平成30年度から大都市特例として政令指定都市に権限が移譲されることになっておりまして、 札幌市民につきましては札幌市が実施主体となります。

下の図のとおり、北海道全体の患者数は平成28年度末で約5万5,600人となっておりまして、このうち約39%に当たる約2万1,500人の患者につきまして、今後、札幌市が医療費助成などを行うこととなります。

このスライドは、北海道から移譲される業務の主なものでございます。

上から順番に、一つ目の支給認定は、医療費助成の対象者を認定して受給者証を発行する業務でございます。二つ目の医療費の支払いは、医療機関からのレセプト請求に対しまして支払いを行う業務でございます。三つ目の指定業務は、医療費助成の診断書を作成する医師や難病の診療をする医療機関を指定する業務です。四つ目の相談業務といいますのは、これまで行っている各保健センターでの相談に加えまして、新たに札幌市の難病相談支援センターを設置するというものでございます。現在、北海道難病連にお願いする方向で調整しているところでございます。五つ目は、難病患者を地域で支援する体制整備として、難病対策地域協議会という組織を来年度中に設置する予定でございます。

以上のような業務を保健所が担っていけるよう、現在、準備を進めているところでございます。

最後に、保健所としての具体的な対応状況でございます。

まず、左側の業務システムの導入ですが、業務を正確かつ効率的に行うために、難病情報システムを新たに開発いたしまして、次年度からの本格稼働に向けて、現在テストを重ねているところでございます。

次に、真ん中の業務受け入れ体制の構築でございますが、業務量に見合う人員体制の整備や執務室の確保、それから、北海道からのデータ移行準備などを行っているところでございます。その他、申請書の取り次ぎを行う各保健センターとの定期的な打ち合わせやマ

ニュアルの作成等を行っておりまして、権限移譲を円滑に行っていくために札幌市が主体 的に難病患者の方々を支援できるよう準備を進めているところでございます。

難病対策関係は以上でございます。

○事務局(秋野母子保健・歯科保健担当部長) 母子保健・歯科保健担当部長の秋野でございます。

私から、今年度からの新規事業でございます札幌市不育症治療費助成事業についてご説明させていただきます。

まず、不育症でございますが、厚生労働省の研究班の定義に基づきまして、2回以上の 流産、死産や新生児死亡の既往がある場合、つまり、これらを繰り返す場合とされており ます。

なお、流産、死産でございますが、妊娠検査薬が陽性になった場合のいわゆる生化学的な妊娠ではなく、医療機関における超音波検査によりまして、胎のうや胎芽を確認後に妊娠が終了した場合となっております。

続けて、事業の目的でございますが、不育症治療等に要する費用の助成を行うことによりまして、不育症に悩む方の経済的負担の軽減を図るとともに、不育症に関する適切な情報を提供いたしまして、不育症の早期受診、早期治療を啓発することとしております。

続けて、事業の対象者についてでございますが、疑いを含めて不育症と診断されまして、 対象となる検査及び治療を受けた法律上の夫婦で、次の3点でございます。

札幌市が指定する医療機関において不育症治療を受けていること、2点目が申請日においてご夫婦のいずれかが札幌市内に住民登録していること、3点目が夫婦の前年の所得の合計額が730万円未満であること、これらの要件を全て満たす方を対象としております。

続けて、助成額でございますが、1回の治療期間につきまして上限10万円としております。1回の治療期間とは、不育症の診断をするための検査または治療を開始した日から妊娠が確定し、出産または流産、死産した場合を含みますが、これらの日まで、もしくは医師の判断により治療が終了した日のこととされております。

通算の助成回数と1年間当たりの助成回数、通算助成期間につきましては、制限を設けておりません。

対象の検査及び治療につきましては、平成29年4月1日以降に開始した不育症の検査 及び治療としておりまして、医療保険適用の有無は問わないこととしております。

続けて、札幌市が指定する医療機関、指定医療機関でございますが、本事業につきましては、生殖医療または周産期医療における専門性の高い医療機関を指定することが望ましいと考えておりまして、医療機関を指定しております。

札幌市が指定する医療機関といたしましては、生殖医療の専門性が高い医療機関である 札幌市特定不妊治療費助成事業において指定を受けている医療機関18か所、さらに、専 門的知見に基づき適切な治療が可能であると考えられる生殖医療専門医や周産期母体胎児 専門医が所属する医療機関4か所の合計22か所としております。 最後に、事業費でございますが、今年度予算につきましては560万円を計上いたしております。こちらは、先進自治体の初年度の実績をベースに算定させていただいております。仮に、上限の10万円を使われたといたしますと、若干事務費がございますので、54名分の積算という形になっております。

今後もさっぽろ未来創生プランにおける妊娠、出産を望む市民の希望がかなえられる社会の実現を目指すために、不妊、不育に悩む方への支援に一層取り組んでまいりたいと考えておりますので、本事業の実施に当たりまして、格段のご協力をいただければと考えております。

私からは以上でございます。

○松家委員長 ありがとうございました。

それでは、質疑を行いたいと思います。

食育と難病と不育症の三つの項目について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。 〇山田委員 基本目標1の(3)孤食にならないようにということで、多様な暮らしに対応した食育ということですけれども、これに関して、具体的にどのような取り組みがある

のか、例えば、子ども食堂で今後も対応する予定があるのか、お聞かせください。

○事務局(川上健康企画担当部長) ご質問ありがとうございます。

多様な暮らしに対応した食育という点でご質問ですけれども、一人で食べる子どもや、特に高齢者で孤食の方が増えている状況がありまして、一人で食べる高齢者は精神的に鬱になりやすいという傾向もあると聞いておりますので、一番望ましいのは、普段の食生活で家庭の中ですけれども、地域の中でも一緒に食事ができるような環境を作っていくと同時に、そういった情報発信をして共に楽しく食事していける機会を作っていきたいと考えております。

子ども食堂につきましては、子ども未来局と連携してやっていかなければならないのですけれども、民間でもそういった動きが出ていますので、その辺の情報も集めながら関係局で連携してどういった支援や取り組みができるかということを検討していきたいと思っております。

○松家委員長 山田委員、よろしいですか。

連携をよろしくお願いします。連携が不得手な方が多いですから、よろしくお願いいた します

- ○事務局(川上健康企画担当部長) はい。
- ○松家委員長 ほかにありませんか。

不育症の治療期間は、1回の予算は大体幾らぐらいと考えているのでしょうか。

○事務局(秋野母子保健・歯科保健担当部長) ご質問ありがとうございます。

560万円の内訳としては、単純に上限が10万円になっておりますので、予算の積算上は、10万円掛ける54人分と若干の事務費という積算になっております。ただ、先行自治体の状況を見ておりますと、必ずしも皆さん10万円いっぱいお使いになられている

状況ではないと承知しておりますので、実際に助成できる人数はもう少し多くなると思っております。

○松家委員長 ありがとうございます。

少子化ですから、何とかたくさん増えていったらいいと思います。

ほかに、ございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松家委員長 特になければ、次に移らせていただきます。

次に、(2)の(仮称)さっぽろ未来医療プランの策定についてに入ります。

この(仮称)さっぽろ未来医療プランにつきましては、昨年の9月に当協議会が札幌市から諮問を受けて設置しました(仮称)さっぽろ未来医療プラン策定専門委員会において、 ご議論いただいてきております。

このたび、計画案を取りまとめていただきましたので、専門委員会の今委員長にご報告 をお願いしたいと思います。

○今委員 それでは、報告させていただきます。

札幌市保健所運営協議会委員長松家治道様。

(仮称) さっぽろ未来医療プラン策定について、平成28年9月12日付札保医第60724号により、札幌市保健所運営協議会が諮問を受けた(仮称) さっぽろ未来医療プランの策定について、(仮称) さっぽろ未来医療プラン策定専門委員会で協議することとなり、これまで、議論を重ねてきたところだが、このたび、さっぽろ医療計画2018(案)として取りまとめたので、別添のとおり報告する。

以上、よろしくお願いします。

○松家委員長 ただいま、報告書をいただきました。

計画案について、説明をお願いしたいと思います。

今委員長、よろしくお願いいたします。

○今委員 それでは、私からは概略を説明させていただきまして、その後、事務局から詳細な説明をしていただきます。

現状といたしまして、2025年にいわゆる団塊の世代が全て75歳以上となる中で、地域の需要に対応した医療提供体制の構築が必要とされています。

北海道が昨年12月に策定した地域医療構想によりますと、札幌圏域では、2025年 以降も医療需要が増加すること、特に回復期や在宅医療の需要が高まるとの推計がされて おります。

札幌市では、在宅医療の充実、医療機関相互や医療、介護の連携強化などにより地域の 状況や特性を踏まえた総合的な対策を講じていく必要があると考えました。

計画の名称でございます。

(仮称) さっぽろ未来医療プランとされていた計画の名称につきましては、本計画は、 現行計画でございますさっぽろ医療計画を踏まえた第2のステップ計画でございます。さ っぽろ医療計画という名称を引継ぎまして、開始年度を加えたさっぽろ医療計画 2 0 1 8 とさせていただきました。

基本理念でございます。

計画の長期的な目標となる基本理念につきましては、現行計画の基本理念に「保健」という文言を追加いたしまして、市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立といたしました。健康を保つという保健を加えることで、医療だけにはとどまらない幅の広がりを示すことといたしました。

全体を通しまして、今年度は、介護保険事業計画など保健福祉関係計画の同時策定の年となっていることから、各計画同士の整合性を確保することはもちろんのこと、各分野の横のつながりによる有機的な連携を期待しています。

私からは以上です。

- ○松家委員長 計画案の概要について、事務局から説明をお願いいたします。
- ○事務局(伊藤医療政策担当部長) 医療政策担当部長の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。

私から、計画案の概要についてご説明させていただきます。

まず、皆様のお手元には、115ページから成る計画案とA3判横の概要資料をお配り させていただいておりますけれども、本日は、スライドを用いまして主な点についてご説 明させていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(仮称) さっぽろ未来医療プランの策定委員会につきましては、この計画案を策定するために、ここにありますとおり昨年11月から今年の9月にかけまして、医療機関団体の代表者とか学識経験者、あるいは、市民の代表者の方々から成る13名の委員に検討をいただいてきたところでございます。

前半部分では、1回目、2回目にありますとおり、計画骨子や計画の構成などについて ご議論いただいたところでございます。中盤部分では、先ほど今委員長からもお話があり ましたけれども、計画の名称ですとか基本理念についてご議論いただいたところでござい ます。最終的に、9月12日に第5回目の委員会を開催させていただいておりまして、現 行の計画最終評価の結果についてご意見をいただいたり、本日の保健所運営協議会に報告 するさっぽろ医療計画2018の計画案についてご協議をいただいたところでございます。

先ほどご説明いたしました、本日お配りしている資料ですけれども、こちらにつきましては、第5回委員会でいただいたご意見を計画案に反映させていただいているところでございます。

第5回目の最終の委員会で出ました主な意見といたしましては、在宅医療に関しまして、受け皿として体制を整備することは重要であるけれども、人生の最終段階における医療の選択時においては、行政による押しつけと誤解されないように留意しなければならないというご意見や、摂食機能障害など高齢化に伴い増加が予想される疾病に対応するために、さまざまな職種の連携が重要であるといったご意見もいただいておりまして、今回の計画

案の修正を行ったところでございます。

計画の名称につきましては、先ほど今委員長からお話がありましたとおり、さっぽろ医療計画2018とさせていただいております。

計画の期間は2018年度から2023年度までの6年間とさせていただいておりまして、これにつきましては、北海道で策定しております北海道医療計画の期間と合わせた計画期間とさせていただいております。

また、基本理念につきましても、先ほど今委員長からお話がありましたけれども、市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療、保健システムの確立と掲げさせていただいております。

この基本理念に基づき、計画を進めていくための基本目標を四つ掲げております。一つ目といたしまして、安心を支える地域医療提供体制の整備、二つ目といたしまして、地域と結びついた医療連携体制の構築、三つ目といたしまして、医療提供者と市民との情報共有、相互理解の促進、四つ目といたしまして、市民の健康力、予防力の向上という四つの目標を設定させていただいたところでございます。

この目標につきましては、現行の目標をベースとしたものとなっておりますけれども、 このうち、三つ目の医療提供者と市民との情報共有、相互理解の促進という点につきましては、今後増加する医療需要に対応するためには、医療提供者の努力だけではなくて、疾 病状況に応じた適切な医療の選択を行うなど、患者や市民の理解が必要であるという意見 がありましたことから、この目標に新たに加えさせていただいたものでございます。

さっぽろ医療計画2018につきましては、都道府県が策定する医療計画の構成に沿った形としましたため、現行計画とは大きく構成を変えているところでございます。

都道府県が策定する医療計画では、がん、脳卒中、心筋梗塞などの心血管疾患、糖尿病、精神疾患の5疾病、救急医療、災害医療、僻地医療、周産期医療及び小児医療の5事業とそれに加えまして在宅医療を医療計画に定めることとしております。

さっぽろ医療計画2018につきましては、協議する中で高齢化の進展に伴いまして、 認知症患者の対応がますます重要になっていくという意見もございましたことから、さっ ぽろ医療計画2018の中では、主な疾病の5番目にありますけれども、精神疾患のとこ ろに「認知症を含む」という文言も明記させていただきまして、主要な疾病といたしました。

また、札幌市は僻地に該当しませんので、都道府県でいう5事業の中から僻地医療を除きました4事業とそれに加えて在宅医療を主要な事業としたところでございます。さっぽろ医療計画2018では、主要な疾病、主要な事業、それぞれの医療連携体制をどのように構築していくかということを計画の柱として今後事業を進めていくこととしております。私からの説明は以上でございます。

○松家委員長 ただいまの内容について、ご質問、ご意見はございますか。 非常に雑駁としておりますけれども、何かありましたらお願いします。 これから、高齢社会になりますので、多職種協働、自助、互助、共助、公助でやっていかなければならない、それも一つの計画だと思いますけれども、何かございませんか。

○山田委員 全体的な細かい内容について質問してもよろしいでしょうか。

後で見ますと、医療情報ポータルサイトの構築というのがいろいろなところで出てくる のですけれども、これを全部やるとすると膨大なものになりそうな気がしますが、今、具 体的に考えられていることは何かありますか。

○事務局(伊藤医療政策担当部長) ご質問ありがとうございます。

現段階で、具体的にこういうものというのはございませんけれども、医療に関する情報というのは、いろいろな情報がインターネット等で見られるようになっている状況です。 その中で、どれが正しい情報なのかを選択していただけるような情報提供ができるようにしていきたいと現段階では考えております。

- ○松家委員長 ほかにございますか。
- ○山田委員 101ページの歯科保健医療対策について、私は歯科医師会なものですから、 そこについてご質問したいのですけれども、一つは現状について、丸の二番目に、医科歯 科連携による適切な口腔ケアを実施することが必要ですとあって、非常に大事なことなの ですが、昨今、口腔機能の維持とか口腔健康管理、口腔ケアに限らず、そういう部分が重 要視されていると言われているものですから、その辺の記載があってもいいのかという気 がしております。

もう一点は、推進する基本施策のところですが、この項目というのは、ほかのものもあるので、歯科保健医療対策という項目ですから、かかりつけ医はかかりつけ歯科医ではないか、あるいは、在宅歯科医療提供とか、歯科という文言がここに入ってもいいのではないかという気がするのですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○事務局(伊藤医療政策担当部長) 推進する基本施策につきましては、第9章の中で基本目標などに記載させていただいております。いろいろな基本施策の体系で歯科に限らずさまざまな部分を記載させていただいておりますので、特に歯科にこだわった記載ということにはしておりません。

そのほか、歯科に関する部分で言いますと、高齢者口腔ケアの研修事業というようなものを挙げさせていただいたりということで対応させていただいているところです。

- ○山田委員 主な取り組み例というのが、みんな似たようなものばかりが出てくるものですから、ここまでするのであれば記載も必要ないのかなという気がしなくもないです。もう一つ、口腔機能の維持という文言に関してはいかがでしょうか。
- ○事務局(伊藤医療政策担当部長) 修正はまだ可能ですので、そういったご意見を踏ま えてどこかに入れさせていただくことを検討したいと考えております。
- 〇山田委員 次ページにあります生涯歯科口腔保健推進計画においても、高齢になっても 歯の機能の維持という文言も中に入っておりますので、ぜひ加えていただきたいと思いま す。

もう一点、細かいことで申しわけないですが、第9章の基本目標4に「さっぽろ歯っぴいランド」とあるのですが、「ランド」は平仮名ですので修正をお願いしたいと思います。

- ○事務局(伊藤医療政策担当部長) 申しわけございません。修正させていただきます。
- ○松家委員長 ほかにはございませんでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松家委員長 ただいまいただいた意見をもとにしまして、口腔機能の維持と「歯っぴい ランド」の「ランド」を平仮名にしていただくということで、そのあたりを修正しまして、 後日、私から計画案である答申を札幌市にお渡ししたいと思いますけれども、よろしいで しょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松家委員長 ありがとうございます。

それでは、後日改めて札幌市にお渡しするということにいたします。

今後の日程はどのようになっていますか。

○事務局(伊藤医療政策担当部長) 今後のスケジュールについてご説明させていただきます。スクリーンをご覧いただければと思います。

まず、ただいまご意見がありまして、一部修正させていただきたいと思いますので、本日いただいたご意見を踏まえまして計画案の修正を行った後、松家委員長から市長へ計画案について答申をさせていただく予定になっております。その後、10月から11月にかけまして、市の内部の調整会議などを経まして、最終的には平成29年第4回定例市議会の厚生委員会にこの計画についてご報告をさせていただく予定でおります。その後、12月から約1カ月間かけましてパブリックコメントをいただきまして、その中で、一部修正が入る可能性はありますけれども、その意見を踏まえて取りまとめた後、市長決裁を受けて計画の策定ということにしております。

来年3月には計画本書のほか、市民にわかりやすく計画の内容についてお知らせするための概要版リーフレットを配布し公表することとしております。

計画本書及び概要版のリーフレットにつきましては、保健所運営協議会の委員の皆様方にも後日お送りさせていただく予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

○松家委員長 ただいま日程の説明がありましたが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○松家委員長 それでは、(仮称) さっぽろ未来医療プランの策定については、これで終わらせていただきます。

ほかに、全体を通してご意見、ご質問等はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○松家委員長 特になければ、本日の議事は全て終了といたします。

本日は、ご出席の皆さんのご協力によりまして、非常にスムーズに無事に議事を終了できました。ご協力ありがとうございました。

それでは、会議の進行を事務局に戻したいと思います。

8. 閉 会

○事務局(江連健康企画課長) 松家委員長、委員の皆様、大変ありがとうございました。 本日の会議録でございますが、後日、皆様にお送りさせていただきますので、ご査収く ださい。

それでは、以上をもちまして平成29年度札幌市保健所運営協議会を閉会いたします。 ありがとうございました。

お忘れ物のないようお気をつけてお帰りください。

以 上